

記 録

令 和 3 年 3 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和3年3月30日 (火)

## 令和3年3月農業委員会定例総会議事録

令和3年3月農業委員会定例総会を令和3年3月30日（火）午後3時から  
日向市役所4階 第1～3委員会室において開催する。

### 農業委員の出欠

#### 出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

#### 欠席委員（なし）

### 農地利用最適化推進委員の出席者

#### 出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

### 事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	事務局長補佐	斧由美
農地係長	野別浩三		

## 記 録

日程第1 議事録署名者の指名

2番 9番

日程第2 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第20号 農地のあっせん申出について

議案第21号 非農地証明願いについて

議案第22号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第12号 取下書について

報告第13号 農地転用許可不要届出について

報告第14号 農地中間管理事業に伴う農地配分計画について

その他

# 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

2 番 印

9 番 印

## 議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

- 議長 | それでは、ただいまから令和 3 年日向市農業委員会 3 月定例総会を開会します。
- | なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。次に、私語を慎んでください。また発言をされる際は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしく申し上げます。
- | それでは、まず日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 2 番委員、9 番委員を指名します。よろしく申し上げます。
- | それでは日程第 2、議案審議に入ります。
- | まず、議案第 1 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。
- | それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 事務局です。
- | 2 ページをご覧ください。
- | 受付番号の 8 番です。土地の所在地が東郷町山陰です。地目が畑で、地積が 8 1 m<sup>2</sup>です。
- | 譲受人におかれましては、日向市大字幸脇で父と一緒に畜産農家をされている方です。譲受理由が規模の拡大、譲渡理由が相手側の要望です。今回は売買による所有権移転となっております。経営面積についても 6, 6 1 5 m<sup>2</sup>で、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請でございまして、同法第 2 項の各号には該当はいたしません。
- | 続きまして、9 番です。土地の所在地が日向市東郷町。地目が畑、地積が 9 3 8 m<sup>2</sup>です。
- | 譲受人におかれましては、日向市東郷町で畜産農家をされていて、精力的に農業をされております。今回、自宅の前の申請地を買ひまして、飼料作を作りたいということで申請となりました。経営面積も 8, 0 8 1 m<sup>2</sup>で、譲受理由、譲渡理由ともに規模拡大、相手方の要望です。
- | 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請でございまして、同法第 2 項の各号には該当はいたしません。
- | 続きまして、1 0 番と 1 1 番、関連がございますので、まとめて説明いたします。1 0 番が、申請地が日向市大字平岩、畑で 2 1 m<sup>2</sup>。1 1 番が、日向市大字平岩の畑で 9 9 4 m<sup>2</sup>です。譲渡人はどちらも同一人で、こちら譲受理由、譲渡理由とも交換とありますが、こちらはこの譲渡人が持っている畑と譲受人が持っている山林を交換するというものです。畑と山林との交換です。
- | 譲受人におかれましては、高齢ではございますが、日向市大字平岩で 1 万 1 1 1 m<sup>2</sup>ほど耕作されておひまして、まだまだ元気に農業をされている方でございます。
- | 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請でございまして、同法第 2 項の各号には該当はしません。
- | 続きまして、1 2 番です。土地の所在地が日向市大字塩見で地目が畑、地積が 3 0 5 m<sup>2</sup>です。全部で畑が 7 筆、面積が 3 万 6, 7 7 0 m<sup>2</sup>です。譲受理由、譲渡理由が規模拡大、相手方の要望です。
- | 譲受人につきましては、農業をされておりますが、併せて商店もやられています。今回、こちらの農地を買われまして、お店に出す果樹類について、ここ

記 録

事務局	<p>で耕作して出したいということで申請となりました。売買です。 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請でございまして、同法第2項の各号には該当いたしません。 続きまして、13番です。土地の所在地が日向市美々津町。地目が畑、地積が501㎡です。 譲受人におかれましては、日向市美々津町で1万1,450㎡の農業を営営されている方でございます。譲受理由が規模拡大、譲渡理由が相手方の要望で、今回、売買となっております。 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請でございまして、同法第2項の各号には該当はいたしません。 続きまして、14番、土地の所在地が日向市東郷町。畑で323㎡外3筆です。田の合計が2筆で1,708㎡、畑が2筆で742㎡です。譲渡人・譲受人は親子関係にございます。譲受人が譲渡人の子です。住居も2人、隣り合わせでお住まいです。譲渡人が持っている農地について譲受人も併せて農業をされております。5,209㎡です。今回、親から子への贈与による所有権移転となっております。 農地法第3条第1項に基づく許可申請でございまして、同法第2項には該当しません。 最後に、受付番号15番、所在地が日向市大字日知屋。地目が田、面積が892㎡です。譲渡人から譲受人が売買で取得するものです。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望です。 譲受人におかれましては、日向市大字日知屋で1万832㎡、農業経営をされている方で、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請でございまして、同法第2項の各号には該当しません。 以上、皆さんのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、番号8、番号10及び番号11担当の10番委員及び26番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>10番委員です。 受付番号の8番ですが、畜産をやっているんですが、現地を確認したところ、また当事者同士の譲渡は円満にしているということで確認が取れております。 それから、受付番号の10番と11番ですが、これは私の担当地区でありまして、また地元でありまして、当事者同士を確認したところ、問題なく交換したということでございますので、別に問題はないと思います。 以上です。</p>
26番委員	<p>26番委員です。 8、10、11、特に問題はありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に、番号9担当の12番委員及び22番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
12番委員	<p>12番委員です。 問題ありません。</p>
22番委員	<p>22番委員です。</p>

記 録

- 2 2 番委員 特に問題はないと思います。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号1 2担当の7番委員及び9番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 7 番委員 7番委員です。  
特に問題ありません。
- 9 番委員 9番委員です。  
問題ありません。
- 議長 申し訳ありません。2 1番委員。
- 2 1 番委員 2 1 番委員です。  
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号1 3担当の1 3番委員及び2 3番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 2 1 番委員 1 3番委員、問題ありません。
- 2 3 番委員 2 3番です。  
問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号1 4担当の6番委員及び3 0番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 6 番委員 6番委員です。  
譲受人は会社を経営しておりますけれども、ご主人が積極的に農業に携わっているようです。問題ありません。
- 3 0 番委員 3 0番委員、問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号1 5担当の3番委員及び2 7番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 3 番委員 3番委員、問題ありません。
- 7 番委員 2 7番委員です。  
別に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
 全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
 次に、議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」  
 であります。  
 それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 事務局です。  
 7ページをご覧ください。  
 議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。  
 受付番号の2番、申請地が日向市美々津町。地目が畑、面積が476㎡で  
 す。です。転用目的は宅地で追認とありますように、先日、25日に担当委  
 員、そして県の担当と一緒に現地調査に行っていました。既に個人住宅が  
 建てられておりました。事情を聞いたところ、この申請人の父が造られた家と  
 いうことで、ご本人も事情はよく分かってなかったみたいですが、今現在はこ  
 の申請人自身も美々津を離れ、市外に行っていられるので、現在、空き家  
 です。しかし、売手を既に探しているということで、許可を受けて地目を変え  
 た後、売買されるということで今回の申請となりました。周辺は既に宅地化さ  
 れており、排水についても現地調査のときには分かりませんでした。その  
 後、建設課に調べてもらったところ、排水は道路の側溝に最終的に流れてい  
 るということで確認ができましたので、周辺の農地に与える影響はないと思いま  
 す。  
 農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、同法第2項の各  
 号には該当いたしませんので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
 それでは、番号2担当の13番委員及び23番委員から、補足があれば説明  
 をお願いします。

13番委員 13番委員。  
 申請人は、ここにもう数十年住んでいたということで、何も問題ないと思いま  
 す。

23番委員 23番委員です。  
 問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。  
 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はご  
 ざいませんでしょうか。  
 ないようですので、お諮りします。  
 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
 全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
 次に、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」  
 であります。



議長 | それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 | 事務局です。  
10ページからをご覧ください。  
議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。  
受付番号の3番から説明します。この案件については、2月の定例総会で保留となった案件でございます。その後、改めて現地調査に行ってきましたので、そのことも含めて説明いたします。  
申請地が日向市美々津町。地目が畑、地積が4,784㎡です。譲渡人・譲受人のお二人は親子です。譲受人が子です。子に贈与をしたいということで申請になりました。しかし、この土地、現地調査に行ったら、先月もだったんですけれども、現在もう土場として利用されていました。資材とか重機とかが置いている状況で、既に転用済みです。前回、担当委員から指摘があったように、道路に土砂が崩れているような状況とかも見受けられ、大きなブロックが何段にもわたって積まれていて、すごく危険な状態でした。今回、25日に担当委員と県の担当と一緒に現地調査に行ってきました。行ったところ、懸案だったブロックは片づけられており、市道に土砂が流れていくような感じではなかったです。ただ、農業委員会だけの意見では危険だということで、担当委員からも指摘があったように、建設課の担当にも同日、見に行ってもらい、もう既に現場がかなり安定しているというご意見もいただきました。今後、すごい台風が来てから土砂が流れていくということがあるかもしれませんが、今のところ、安定していて安全だということで聞いておりますのでということです。  
農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。同法第2項の各号には該当しません。また今回、無断転用したことによって周辺の農地に影響は与えておりません。  
以上です。皆様のご審議をお願いします。  
続きまして、4番、申請地が日向市大字平岩。地目が畑、地積が294㎡。譲渡人・譲受人のお二人は親子です。譲受人が子です。使用貸借権の設定をして、個人住宅を造るという申請でございます。先日、25日に担当委員と一緒に現地調査に行ってまいりました。周辺は住宅もあり、山もありで、こちらを宅地化しても周辺に与える影響はないものと思われまます。また、市街化調整区域でございますので、都市計画法の開発行為の許可申請も併せて行っております。許可の見込みがあるということで聞いています。また、道路等についても建築確認の相談もしておりますので、ほかの法律で許可が出ないということはないものと思われまます。  
農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請でございます。同法第2項の各号には該当いたしません。  
続きまして、5番、日向市大字幸脇。畑、257㎡外2筆で、畑3筆の1,129㎡です。譲渡人が二人で、畑1筆と畑2筆が別々の所有者です。譲受人は日向市で会社を経営されております。今回、この農地を買われまして、業務で使う資材置場や駐車場として利用したいということで今回の申請となりました。申請地は東側は道路、そして南北は住宅で、西側に農地があります。今回、転用するに当たりまして、既に農地の所有者には駐車場を造りますよということでお話をし、了解を得ているというところです。なので、ここを転用することによって周辺の農地に影響が出ることはないと思われまます。また十分に対策を取られると思ひます。  
農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請でございます。同法第2項の各号には該当しません。  
以上3件、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

記 録

- 議長 ありがとうございます。  
それでは、番号3担当の11番委員及び23番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 11番委員 11番委員です。  
自分もあれから現地を確認しに行ってみたんですけども、木とかはちゃんと切ってあったような感じで、大丈夫じゃないかなという印象でした。  
以上です。
- 23番委員 23番委員です。  
もし続けて工事される場合は、ぜひとも建設課と相談の上で行っていただきたいと思います。  
以上です。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号4担当の8番委員及び24番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。  
別に問題ございません。
- 24番委員 24番委員です。  
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号5担当の10番委員及び26番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 10番委員 10番委員です。  
別に問題ないと思います。  
以上です。
- 26番委員 26番委員です。  
25日に現地確認、それからいろいろ内容も説明も聞きました。特に問題はないというふうに思われます。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。

記 録

事務局	<p>議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」。</p> <p>17ページからご覧ください。</p> <p>番号の3番、受付年月日が令和3年2月19日。申請地が日向市大字財光寺の2筆で、田の合計が2筆の1,331㎡です。今回、利用権の設定を受ける者が利用権の設定をする者から賃貸借権の設定を行って、農地を借りるものです。始期と終期は令和3年4月1日から3年間です。賃金は10a当たり1万5,000円です。この土地を借りて、水稲を作るそうです。利用権の設定を受ける者におかれましては、現在4,116㎡を経営されておりまして、今回、取得する面積を合計して5,000㎡を超えます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく申請でございまして、同法第2項の各号には該当はいたしません。</p> <p>続きまして、4番、受付年月日が令和3年2月24日。利用権の設定をする者が亡くなっておりますので、その相続人代表が利用権の設定をする者です。土地の所在地が日向市東郷町。地目が田、面積が1,091㎡です。こちらは利用権の設定を受ける者が相続人代表から土地を使用貸借権の設定で借ります。始期が令和3年4月1日から3年間です。賃金は使用貸借で0円です。ここで水稲を作るそうです。利用権の設定を受ける者におかれましては、日向市で1万1,189㎡経営されております。</p> <p>続きまして、関連の5番と6番でございます。5番、6番につきましても、利用権の設定を受ける者が利用権の設定をする者2名から農地を借りて耕作するものです。どちらも農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく申請でございまして、同法第2項の各号には該当はいたしません。</p> <p>続きまして、7番です。受付年月日が令和3年3月15日。利用権の設定を受ける者が利用権の設定をする者の子の配偶者です。実は数年ほど前に子が亡くなりまして、子と利用権の設定をする者は使用貸借権の設定を行っておりました。子が亡くなった後、誰とも設定していなかったんですけども、その後もずっとこの子の配偶者が子に代わり耕作されておりましたので、今回、利用権設定を改めて結び直すものです。土地の所在が美々津町。地目が畑で、330㎡です。田の合計が7筆で8,947㎡、畑が8筆で8,302㎡、合計が15筆で1万7,249㎡です。利用権の設定を受ける者の宅につきましては、現在日向市で認定を受けている認定農業者でございます。主に施設野菜を栽培して、経営されている方でございます。経営面積も1万9,200㎡です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく許可申請でございまして、同法第2項の各号には該当しません。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号3担当の8番委員及び24番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。</p> <p>特に問題ありません。</p>
24番委員	<p>24番委員です。</p> <p>利用権の設定をする者は畜産農家でありますので、問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号4から番号6担当の12番委員及び29番委員から、補足があれば</p>

記 録

- 議長 ば説明をお願いします。
- 12番委員 12番委員です。  
私もこの現地やらも見ましたが、問題なかったんですが、利用権の設定をする者もいろいろ田やらをして、一生懸命やっている者でありますので問題ありません。
- 29番委員 29番委員です。  
この案件につきましては、事前に連絡がありまして確認したところ、受付番号の4、5、6とも問題ないと思っております。  
以上です。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号7担当の17番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 17番委員 17番委員。  
別に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」です。  
27ページをご覧ください。  
番号の2、受付年月日が令和3年3月3日。所有権の移転を受ける者と所有権の移転をする者のお二人、先ほど説明したように、所有権の移転をする者の子の配偶者が、この所有権の移転を受ける者でございます。現在同居して、一緒に農業しています。土地の所在地が日向市美々津町の土地3筆で、田の合計が3筆の1,743㎡です。所有権の移転の時期が令和3年3月31日。対価は0円です。権利の種類は贈与による所有権移転です。経営状況は1万9,200㎡です。所有権の移転を受ける者におかれましては、日向市で認定を受けている認定農業者でございます。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請でございます。  
続きまして、3番、4番です。関連がございます。まず3番が令和3年3月3日。所有権の移転を受ける者におかれましては、現在、畜産農家として日向市で認定を受けている認定農業者でございます。土地の所在地が日向市美々津町の土地3筆で、田の合計が3筆の1,743㎡です。所有権移転の時期が令和3年4月15日です。権利の種類は交換による所有権移転です。交換ですの

事務局	<p>で、対価は0円ですね。所有権の移転を受ける者におかれましては、日向市で1万1,700㎡を経営しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく申請でございます。</p> <p>続きまして、4番、申請地が日向市美々津町の田2筆で1,871㎡です。所有権の移転の時期は令和3年4月15日。権利の種類は交換による所有権移転でございます。所有権の移転を受ける者におかれましても、日向で施設野菜を中心に1万9,200㎡経営されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく許可申請でございます。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号2から番号4担当の17番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
17番委員	<p>17番委員。</p> <p>別に問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」です。</p> <p>32ページをご覧ください。</p> <p>番号の3、受付年月日が令和3年3月15日。利用権の設定を受ける者が公益社団法人宮崎県農業振興公社理事長です。利用権の設定をする土地の所在地が日向市大字富高。畑、432㎡です。利用権の種類が賃借権の設定です。始期が令和3年5月1日から3年3か月です。賃金は、この1筆で2,400円となっております。</p> <p>続きまして、4番、受付年月日が令和3年3月15日。利用権の設定を受ける者が公益社団法人宮崎県農業振興公社理事長、利用権の設定をする者の土地の所在地が日向市大字富高です。畑で1,185㎡。賃借権の設定です。始期が令和3年5月1日から3年3か月で、賃金が7,000円です。こちら、1つの地番で2つに分かれているのは、この後の中間管理事業の配分において、この土地について、それぞれ違う人にこの面積で配分していくために、今回、便宜上地番を分けたものでございます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請でございます。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。</p>

記 録

議長 ありがとうございます。  
ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第20号「農地のあっせん申出について」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 議案第20号「農地のあっせん申出について」。  
34ページからをご覧ください。  
受付番号の2番、申請地が日向市大字平岩。地目が田、地積が1,193㎡です。所有者、申出人ともに同じです。こちらの土地につきまして、所有者からの申出で売り渡したいということで申出がありました。四、五年ほど前からもう既に農地として耕作はしておらず、カヤが茂っている状況で、ほかの土地についても耕作放棄されているという状況でございます。  
続きまして、3番、土地の所在地は特定はされておりませんが、東郷町福瀬から東郷町坪谷まで。田及び畑につきまして、約1万㎡ほど買いたいということで、申出人は塩見の人です。申出人におかれましては、野菜や水田等、また施設栽培とかもされて、幅広く農業をされている方でございます。今回、この農地を買われて、お米を作りたいということで申出がっております。日向で、もし農業委員会があっせんしてくれる土地があれば、自分でまた見に行って、農地を買いたいという意向があるそうです。  
続きまして、4番、土地の所在地が幸脇の土地5筆で、田が4筆の1,129㎡、畑が1筆の515㎡です。申出人におかれましては、日向市で畜産農家をされている方でございます。申出人から、この土地について買いたいということと言われたんですけども、申出人も所有者のお名前をご存じだったんですけど、どこに住んでいるのか分からないという状況がございました。農業委員会で相談を受けたんですけど、何分個人情報ということもありますから、どこの誰なのかということは教えることができませんでした。ですから、今回、農業委員会であっせんを受けて、そしてこの申出人にもその旨こちらから伝えて、あっせんの相談をしていきたいと思って、今回、あっせんを受けました。  
以上、皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
それでは、農地部会が開催されておりますので、部会長より報告をお願いいたします。

農地部会長 本日、午後2時から農地部会を開催いたしました。そして受付番号の2番から順に申し上げます。

2番については、今の事務局の説明があったとおり、何年か前からこういう申出が出ていたけれども、あっせん委員をつくっていたんですが、なかなか難しいということで、今回、あっせんは受けないということに農地部会としては決定しました。

それから、3番については日向市大字塩見の申出人が福瀬及び坪谷辺りで農地を求めたいということであるということです。12番委員、22番委員、2

農地部会長 5番委員、この3名の方をお願いをしたいと思います。それから、受付番号4番の幸脇の件については、地元である10番委員、それから26番委員をお願いということで、あっせん委員をしたいと思います。というのが本日の農地部会で決定しました。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
 ただいま農地部会長より報告をいただきましたが、この件に関しまして、質問等はございませんでしょうか。  
 それでは、質問がないようですけれども、ただいまのあっせん委員として名前が挙がりましたけれども、この5名の方、あっせん委員に推挙されましたけれども、よろしいでしょうか。  
 皆さん、よろしいですね。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、5名の方、異議がないものと認めます。  
 ほかに質問等はございませんでしょうか。  
 それでは、質問等ないので、ただいまのあっせん委員、承認ということでよろしいでしょうか。  
 これ、どういうふうにいたしますか。5名の方は。  
 それじゃ、事務局。

事務局 今回のあっせん委員のお名前が挙がりました。今回、議決をされた後は、事務局で皆さんにちょっと個別にご連絡を差し上げて、例えば、申出人におかれましては、申出人と3名の農業委員、推進委員と一緒に一度話をしてもらって、詳しい状況とか、どういった農地がいいかというところをどうするかという会議を持ちたいと思っております、こちらの3番の案件につきましては。  
 4番に案件につきましても、農業委員に、この申出人に会ってもらって話をする。その後、この所有者にも個人情報について、申出人に伝えてもらって、あっせんに入るという形になっていきます。  
 あと、2番の件につきましては、農業委員会でこのあっせんを受けられないと決まれば、事務局でこの申出人には正式に文書で、今回、あっせんについては受けられないという形で通知をしようと思っております。  
 以上です。

議長 それでは、ただいま事務局から説明がありましたとおりでありますが、ほかに質問がなければ、事務局の案ということで賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
 それでは、全員賛成ということで、原案のとおりとします。  
 次に、議案第21号「非農地証明願いについて」であります。  
 それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 事務局です。  
 議案第21号「非農地証明願いについて」。  
 37ページをご覧ください。  
 受付番号が3番、申請地が日向市大字日知屋で、畑2筆の508㎡です。登記地目は畑ですが、現況は山林でした。26日に担当委員と一緒に現地に行っ

記 録

事務局	<p>てまいりました。相当昔から農地として耕作されていないところで、かなり大きな雑木が茂っている状況でした。ここにも書いているとおり、10年以上耕作されておらず、また将来的にも農地として利用することが困難な土地でした。</p> <p>続きまして、4番、日向市大字塩見。地目が畑です。登記面積が60㎡です。現況地目が山林と書いております。しかし、現地調査に行ったところ、山林と見れるようでもあるし、原野として見れるような土地でございました。申請人は2名共有です。こちらもう10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として利用することが困難な土地でございました。こちら26日に担当委員と一緒に現地調査に行ってきました。</p> <p>続きまして、5番、申請地が日向市大字幸脇、畑2筆の計481㎡です。現況地目は山林です。こちらも担当委員と一緒に現地調査に行ってきました。こちらも相当昔から耕作されておらず、かなり大きな雑木が広範囲に茂っている農地でした。こちら10年以上耕作放棄されており、将来的にも農地として利用することが困難な土地でございました。</p> <p>続きまして、38ページ、6番、申請地が日向市大字平岩。地目が畑、現況地目が宅地、登記面積が254㎡です。こちら25日に、担当委員と一緒に現地調査に行つてまいりました。かなり古い家でございました。農業委員会でも課税台帳等で確認したところ、昭和22年建築と記載があり、また、担当委員の確認でも相当古い家だということが確認できました。なので農地法施行以前、昭和27年10月21日以前から宅地だったということが確認ができた土地でございます。</p> <p>続きまして、7番、8番、9番は関連がございまして。日向市大字幸脇の土地3筆。申請人はそれぞれ3名とあります。この3名はご兄弟です。親から相続を受けるときに、それぞれ3名の方が分け合つて相続した土地でございまして。25日に現地調査に行つてまいりました。行つたところ、こちらも相当昔から農地として利用していない土地でございまして、かなり大きな雑木が生えておりました。10年以上耕作放棄されておりました、今後も農地として利用することが困難な土地と確認ができました。</p> <p>以上、皆さんのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号3担当の3番委員及び27番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>3番委員です。</p> <p>問題ありません。</p>
27番委員	<p>27番委員です。</p> <p>現地調査もしましたし、本人とも直接会つて、私らも話を聞いております。</p> <p>問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号4担当の2番委員及び20番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番委員です。</p> <p>一応、26日に現地を確認しました。説明にありましてとおり、山林というよりも竹やぶで、原野の状態でありましたので、問題ありません。</p>



記 録

- 20番委員 20番委員です。  
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号5及び7、8、9担当の10番委員及び26番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 10番委員 10番委員です。  
25日に担当委員と事務局で現地調査を行いました。先ほど事務局が申したとおり、もう10年以上耕作してないし、また雑木がかなり大きくて、農地として再利用するのは困難な土地であったというふうに、目視で確認させていただきましたので、ご報告いたします。  
以上です。
- 26番委員 26番委員です。  
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号6担当の8番委員及び24番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。  
特に問題はございません。
- 24番委員 24番委員です。  
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はありませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第22号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 議案第22号「農地法第18条の規定による許可申請について」。  
受付番号の6番、7番が関連がありますので、一括して説明します。  
受付年月日が令和3年3月8日。申請地は日向市大字平岩で2筆です。こちらは借人が農地を借りて耕作されておりましたが、ご本人の体調不良により耕作ができなくなったため、今回、農地を返したいということで双方相談した後、合意解約となりました。成立日が令和3年3月8日、解約日が令和3年3月8日、引渡日も令和3年3月8日です。合意による解約です。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

記 録

議長 ありがとうございます。  
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
それでは、以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。  
続きまして、報告第10号から第14号について、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規定による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。  
まず、報告第10号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてであります。議案書では46ページです。  
届出の件数は8件。土地は畑が10筆で、面積は2,718㎡であります。  
転用目的につきましては、住宅用地、駐車場などがございます。  
次に、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。相続による農地の権利取得の届出であります。  
届出の件数は2件。土地は田が8筆、畑が1筆で、面積は3,124㎡であります。  
次に、報告第12号「取下書について」であります。  
議案書では54ページになります。  
2月15日付で買入れのあっせん申出がありました当該農地につきましては、議案第14号9番の3条申請と議案第16号6番の5条申請を行いましたので、取下げをするものであります。  
次に、報告第13号「農地転用許可不要届について」であります。  
議案書では56ページです。  
これは携帯会社の基地局建設に伴うものであります。  
次に、報告第14号「農地中間管理事業に伴う配分計画について」であります。  
議案書では58ページです。  
市の農業畜産課から提供された情報でございます。3件、5筆、2,778㎡の農地配分が行われております。詳細につきましては、報告第14号別紙をご覧ください。  
以上、報告を申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。  
ほかにご意見、ご質問等もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了いたしますとともに、議長の任を解かせていただきます。  
本日はご協力ありがとうございました。